

(令和7年4月1日～)

1. 基本点数表

2. 調整点数表

要件	優先基準	点数
加 算	新たに又は産休若しくは育休から復職し、市内で保育士・幼稚園教諭として月 100 時間以上就労する場合	2 0
	ひとり親家族の場合	1 5
	世帯中心者の失業により、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な場合	1 5
	生活保護世帯で保護者の就労により自立が見込まれる（就労により保育所を利用する場合）場合	1 5
	保護者が育児休業後に復職し、又は復職予定がある場合	1 0
	子どもが障がい有する場合または、医師の診断書または意見書を有する場合	5

加 算	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合	1
	地域型保育事業による保育を受けている場合	5
	その他市長が定めた場合	上限 2 0
減 算	育児休業後に復職又は復職予定がある保護者が、保育所の内定を辞退した場合、または、その保護者が 6 ヶ月以内に再申込みをする場合	▲ 1 0

※以下の場合は、状況により最優先されます。

○虐待や DV、里親委託が行われていることなどにより社会的養護が必要な場合
○震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたり保育が必要な場合

3. 同一点時の優先順位

1	士別市民である
2	同居者なしのひとり親世帯または、生活保護世帯
3	基本点数が高い順
4	世帯の状況から総合的に判断

4. 合計点数

日 付	基本分	調整分	合 計	備 考
	点	点	点	
	点	点	点	
	点	点	点	

その他

※育児休業中における保育園の入所期間は、生まれた子が 1 歳 6 ヶ月になるまでです。生まれた子が 1 歳 6 ヶ月時点に、入所児が年長の場合は、育児休業を継続または延長する場合に限り、卒園まで継続入所が可能です。

※子どもが障がい有する場合または、医師の診断書または意見書を有する場合の児童の受け入れについては、保育所の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行います。

※前年度からの継続入所児童（士別市外からの広域入所児童は除く）が転園（入所日 4 月 1 日）を希望する場合は、市が指定する期限までに転園申請があった場合、新規入所申込者よりも先に利用調整を行い、転園（入所）を決定します。